

令和8年度 沖縄観光コンテンツ開発支援事業補助事業  
公募要領

## 1 事業の目的

沖縄県では、「世界から選ばれる持続可能な観光地の形成」を目指し、多彩かつ質の高い観光コンテンツの開発を推進している。

本事業では、民間事業者等の実施する沖縄のソフトパワー（歴史、自然、文化、芸能等の観光資源や地域資源）を活用した観光コンテンツ開発を支援することにより、観光消費額の向上や滞在日数の延伸等、沖縄の抱える観光課題解決を図ることを目的とする。

## 2 事業期間

- (1) 交付決定の日から令和9年1月31日までの事業者が設定する期間とする。  
(令和9年2月28日までに精算業務及び事業報告を行うこと。)
- (2) 補助事業は、審査委員会による毎年度の審査・採択を受けることで、最大3回まで支援を受けることができる。ただし、本年度の採択が来年度以降の採択を確約するものではない。

## 3 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす企業又は団体であること。

- (1) 沖縄県内に本店又は支店等を有する法人であること。共同企業体の場合は、沖縄県内に本店又は支店等を有する法人を代表企業とすること。また、代表企業の担当者が沖縄県内に常駐していること。
- (2) 当事業の目的を理解し、補助事業を的確に遂行するために必要な人員、管理体制、経営基盤等を有していること。
- (3) 当補助事業の応募にあたり、提案する実施内容について、他の補助事業等から助成を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

<参考>地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
  - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続の申立てがなされている団体でないこと。

- (7) 共同企業体による申請の場合、共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格(4)、(5)及び(6)の要件を満たすこと。
- (8) 法人の場合は、直近2年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないこと。

#### 4 補助対象事業者

- (1) 観光関連事業等に取り組む民間事業者
- (2) 新たなユニークベニューやチームビルディング等のMICEメニュー開発に取り組む民間事業者
- (3) 地域観光協会、登録観光地域づくり法人(登録DMO)、NPO法人等

#### 5 補助対象事業

次の(1)～(4)をすべて満たす事業であること。

- (1) 沖縄のソフトパワー(歴史、自然、文化、芸能等の観光資源や地域資源)を活用した観光コンテンツ開発であること。
- (2) コンテンツ開発にあたり高付加価値化を目指す取り組みであること。
- (3) 観光消費額の向上や滞在日数の延伸等に繋がる取り組みであること。
- (4) 事業推進体制や受入地域の持続性及び発展性が見込まれ、自走化を前提とした取り組みであること。

##### ※具体的なイメージ例

- ・世界文化遺産、世界自然遺産などを活用したコンテンツ
- ・沖縄のソフトパワーを活用した体験型のコンテンツ
- ・長期滞在型リゾート需要や海外富裕層等の消費単価の高い層の取り込みを意識したコンテンツ
- ・離島の魅力ある資源を生かしたコンテンツ
- ・ウェルネスなど心身の健康増進や回復に繋がるコンテンツ
- ・雨天時・ボトム期・ナイトタイムなど多様なニーズに対応したコンテンツ
- ・沖縄のソフトパワーを活用したMICEプログラム
- ・沖縄独自のSDGs・CSRプログラムや県の産業振興施策と関連する産業観光メニュー

#### 6 補助率・補助対象経費等

- (1) 補助率
- 1年目(1回目): 補助対象経費総額(税別)の8/10以内  
上限1,000万円、下限200万円
- 2年目(2回目): 補助対象経費総額(税別)の2/3以内  
上限800万円、下限200万円
- 3年目(3回目): 補助対象経費総額(税別)の1/2以内  
上限600万円、下限200万円

## (2) 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業に直接必要とされる以下の経費とする。

人件費	補助事業に直接従事する者の人件費 ・時給×従事した時間数で算出すること。 ・時給単価は、基本給（各種手当費、法定福利費等は除く。）より算出すること。 ・基本給については前年度の支給実績を踏まえて算出すること。 ・役員の人件費計上は原則として認めないが、役員の職務、実施する事業における役割、単価設定が可能な場合に限り、計上を認める場合がある。 <u>※詳しくはQ&amp;Aを確認のこと。</u> ・交付決定後、就業規則及び人件費単価表の提出を求める。また単価の正確性確認のため、該当者の給与台帳を確認する場合がある。
事業費	1 謝金 事業を行うために必要な謝金 （講演、原稿の執筆、ガイド等に対する謝金） 2 旅費 事業を行うために必要な国内外出張に係る経費 3 賃金 事業に直接従事したアルバイト、パートに係る経費 （ただし「人件費」に含まれるものを除く） 4 需用費 事業を実施するために必要な消耗品、印刷製本、食料費等に要する経費 5 役務費 事業を行うために必要な人的サービス等の提供（デザイン料、広告料、筆耕・翻訳料、保険料等）に要する経費 6 使用料及び賃借料 事業を行うために必要な機器や会場等の使用・賃借（リース、レンタル料）に要する経費 7 委託料 補助事業者による直接実施が難しいもので、他の事業者へ委託する場合に必要な経費 ・事業の企画判断、管理運営等、補助事業の根幹に関わる業務の委託は不可とする。 8 その他諸経費 その他知事が必要と認める経費

※補助対象事業の実施に伴い、交付申請時の額を上回る収入が生じたと認められる場合には、交付申請時の額を上回る収入を差し引いた額を補助金交付限度額とする。

## (3) 補助対象外経費

- ・本事業に直接関係のない経費
- ・補助対象期間外に発生した経費

- ・ 事業者における経常的な経費（家賃、光熱費等）
- ・ 実施主体（補助事業者）の会食・飲食費
- ・ 施設整備や機材購入などのハード整備（設備投資）に係る経費
- ・ 備品購入に係る経費（消耗品等は除く）
- ・ 航空運賃に含まれるオプション（クラスJなど）相当料金
- ・ 手数料（振込手数料、代引き手数料等）
- ・ 証憑書類（領収書等）が確認できない経費
- ・ 自社事業と明確な区分が困難である経費
- ・ 消費税、地方消費税
- ・ その他、不適切と認められる経費

#### （４）利益等排除について

補助対象経費の実績額の中に補助金を受ける事業者（以下、補助事業者とする）自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられる。

このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上する。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、原則として計上を認めない。

## 7 説明会及び応募方法等

### （１）説明会の開催について

- ①日時：令和8年4月21日（火）13:30～15:00（予定）
- ②場所：沖縄県立博物館・美術館 博物館 講座室
- ③開催方法：来場及びオンライン（ZOOM ウェビナー）
- ④申込方法：下記専用フォームよりお申込みください。

<https://forms.gle/PKEg36yGfwMb3MGw9>

※WEB 申込が難しい場合は、電子メール（[okicon@rpi.co.jp](mailto:okicon@rpi.co.jp)）にてお申込みください。

（メールの場合は以下の内容を記載願います。）

- ・ 事業者名・氏名・電話番号・メールアドレス・参加人数
- ・ 参加方法（来場又はリモート）

### （２）質問について

本公募要領に関して疑義がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

- ① 質問受付期限：令和8年4月24日（金）12:00
- ②様式：質問書【様式】
- ③提出方法：電子メール
- ④宛先：沖縄観光コンテンツ開発支援事業事務局

（株式会社アール・ピー・アイ沖縄営業所）担当：佐脇

メールアドレス：[okicon@rpi.co.jp](mailto:okicon@rpi.co.jp)

※質問に対する回答は、沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課HPに掲載する。

HP掲載日は、4月27日（月）頃を予定している。

### (3) 応募書類の提出について

- ①提出期限：令和8年5月8日（金）17:00（期限厳守）
- ②提出先：沖縄観光コンテンツ開発支援事業事務局  
（沖縄セルラー電話株式会社 アグリ&マルシェ事業部）  
担当：三島・鈴木  
〒900-0032 沖縄県那覇市松山1丁目2番1号
- ③提出方法：持参又は郵送により提出すること。  
※郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内必着とすること。（期限を過ぎた場合はいかなる場合も受け付けません。）  
※持参の場合の受付時間は平日10:00～17:00。

## 8 応募書類

### (1) 提出書類

- ① 応募申請書【様式1】
- ② 積算書【別記様式1-①】
- ③ 収支計画書【別記様式1-②】
- ④ 事業スケジュール【別記様式1-③】
- ⑤ 事業全体図【別記様式1-④】
- ⑥ 実施計画書【任意様式】  
※「実施計画書記載要領」を参考に作成すること。  
（原則A4判、縦置き、10pt以内）
- ⑦ 会社概要書【様式2】
- ⑧ 実績書【様式3】
- ⑨ 誓約書【様式4】
- ⑩ 直近3年間の貸借対照表、損益計算書 ※写し可
- ⑪ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）※写し可
- ⑫ 法人の場合は、直近2年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類（取得機関：県税事務所）
- ⑬ 共同企業体協定書【任意用式】  
※共同企業体の場合は、⑦～⑫を全構成員分提出すること。

### (2) 提出部数について

- ①～⑪：8部（原本1部、複写7部）※ファイルに綴じて提出のこと
- ※⑫、⑬については原本1部、複写1部を原本ファイルに添付のこと

## 9 審査等

### (1) 事業実施までの流れ

- ① 補助を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）が「8応募書類」に示した書類を事務局に提出する。
- ② 提出書類に基づき県及び事務局において、第一次審査（書類審査）を実施する。
- ③ 第一次審査（書類審査）を通過した申請者を対象に、第二次審査（プレゼンテーション審査）を実施し、採択事業者を決定する。

- ④ 採択の通知を受けた申請者（以下「補助事業候補者」という。）は、補助金交付申請書を県に提出する。
- ⑤ 補助事業候補者は、県からの交付決定後、事業を開始することができる。

(2) 複数年度応募した場合の審査について

複数年度の事業計画で応募し採択された場合においても、次年度以降の採択を確約するものではない。また、過年度の事業実施状況を確認し、適宜事業計画の見直しを求める場合がある。

(3) 審査の方法について

① 第一次審査（書類審査）

沖縄県文化観光スポーツ部において書類審査を実施し、第一次審査の結果は電子メール及び書面にて通知する。選定された事業者に対しては、結果及び第二次審査の実施日時等を通知する。選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。

② 第二次審査（プレゼンテーション審査）：5月21日（木）を予定

沖縄県及び外部有識者等で構成する選定委員会において、実施計画書の内容等についてプレゼンテーション審査を行い、補助事業候補者を選定する。第二次審査の結果については、電子メール及び書面にて通知する。

※審査は非公開で行い、審査経過に関する問い合わせは受け付けない。

【審査の視点】

審査の視点は下表の通りである。

項目	内容
1. 事業目的との整合性及び自走化の可能性	
ア 沖縄のソフトパワーの活用	沖縄のソフトパワー（歴史、自然、文化、芸能等）を活用した魅力のある事業となっているか。
イ 高付加価値化	付加価値の高い（または、高付加価値化を目指せる）コンテンツ開発となっているか。
ウ 消費額向上・滞在日数延伸	事業を実施することで、観光消費額向上・滞在日数の延伸が見込めるか。
エ 事業の発展性・自走化	次年度以降の計画含め、事業推進体制や受入地域の持続性及び発展性が見込まれるか。また、事業規模や収支構造を含めて自走化が可能となっているか。
2. 事業の計画性	
ア 目標設定・事業成果	目標設定は妥当な数値となっているか。また、本事業を実施することで、沖縄観光の発展に寄与する事業となっているか。
イ ターゲット設定・新規性	事業を実施する上でのターゲットが明確で、競合する市場との優位性が見込めるか。また、新たな需要が創出できるか。

ウ 事業スケジュール・プロモーション戦略	事業スケジュールが明確で、実施可能か。また、プロモーション戦略が具体的で、2のアで設定した目標達成へ向けた内容となっているか。
エ 運営体制・予算の妥当性	事業の運営・執行体制において、責任の所在が明確になっており、実施計画を確実に遂行できるか。また、予算計上は妥当な金額か。また、事業収入は、実現可能な設定となっているか。

## 10 その他留意事項

- (1) 当事業の応募にかかる一切の経費（応募書類等作成経費、第二次審査参加経費等）は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された応募書類等は、返却しない。
- (3) 補助事業者選定に関する審査内容及び経過等は、公表しない。
- (4) 本事業は国の補助などを活用して実施するものであり、補助事業者となった場合には、経理管理にあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法第179号）」及び「沖縄観光コンテンツ開発支援事業補助金交付要綱」（第二次審査通過後に補助事業候補者に配布）に基づき適正に執行すること。
- (5) 補助事業者は事業終了後、県からの追跡調査や事後評価に対応すること。
- (6) 当補助事業は、単なる経費補助ではなく、観光コンテンツ開発を効果的・効率的に推進し、自走化に繋がるよう、補助事業者への助言や指導等の伴走支援を併せて行うことを前提とした事業であり、実施に当たっては、事業内容や事業経費について改善指導を行う場合がある点に留意すること。
- (7) 補助事業者は、補助対象経費については他の経理と区分し、収入及び支出を記載した帳簿を整備し、経理の状況を常に明確にすること。また、それらは関係証拠書類とともに補助対象事業が完了した日又は廃止した日の属する年度の翌年度から5年間保管すること。

## 11 問い合わせ先

沖縄観光コンテンツ開発支援事業事務局

（株式会社アール・ピー・アイ沖縄営業所）担当：佐脇

電話：098-917-6328 メールアドレス：[okicon@rpi.co.jp](mailto:okicon@rpi.co.jp)

実施主体：沖縄県 文化観光スポーツ部 観光振興課